

議案第18号

調布市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年 2 月 2 9 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

年金たる補償及び厚生年金保険法による厚生年金等が併給される場合の調整率を改めるとともに所要の改正及び規定の整備を行うため、提案するものであります。

調布市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する
条例の一部を改正する条例

調布市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年調布市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「，補償」を「補償」に改める。

第4条の2第2項中「総務大臣が」を「規定により総務大臣が年齢階層ごとに」に改める。

第4条の3第1項中「6箇月」を「6月」に改め，同条第2項中「総務大臣が」を「規定により総務大臣が年齢階層ごとに」に改める。

第7条の2第1項各号列記以外の部分中「6箇月」を「6月」に改める。

第11条第1項ただし書（各号列記以外の部分に限る。）中「のいずれか」を削る。

第13条第1項各号列記以外の部分中「消滅」を「，消滅」に改める。

第23条第2項中「，これを審査」を「これを審査」に改める。

附則第4条第2号中「職員」を「，職員」に改める。

附則第5条第1項の表を次のように改める。

傷病補償年金	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下「障害基礎年金」という。）	0.73
--------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------

	障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.88
	障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成24年一元化法による改正前の国共済法による障害共済年金」という。）若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成24年一元化法による改正前の地共済法による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）	0.88
	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧船員保険法による障害年金」という。）	0.75
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧厚生年金保険法による障害年金」という。）	0.75
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以下「旧国民年金法による障害年金」という。）	0.89
障害補償年金	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
	障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.83
	障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法による改正前の国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法による改正前の地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88
	旧船員保険法による障害年金	0.74
	旧厚生年金保険法による障害年金	0.74
	旧国民年金法による障害年金	0.89
遺族補償年金	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金（以下「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下「遺族基礎年金」という。）	0.80
	遺族厚生年金等（当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）	0.84
	遺族基礎年金（当該補償の事由となった死亡について遺族厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第	0.88

61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が支給される場合を除く。)又は国民年金法による寡婦年金	
国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金, 準母子年金, 遺児年金又は寡婦年金	0.90

附則第5条第2項の表を次のように改める。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.88
障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法による改正前の国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法による改正前の地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.88
旧船員保険法による障害年金	0.75
旧厚生年金保険法による障害年金	0.75
旧国民年金法による障害年金	0.89

附 則

- この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- この条例による改正後の調布市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金の同日以後の期間に係るものについて適用し、同日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金の同日前の期間に係るもの及び休業補償については、なお従前の例による。